

社会福祉法人 鉢の木会

理事・監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について

社会福祉法人 鉢の木会 定款より

(評議員の報酬)

第 9 条 評議員に対して報酬等は支給しない。研修等に参加する場合の交通費等の実費は支給する。

(役員等の報酬)

第 23 条 理事及び監事に対して報酬等は支給しない。研修等に参加する場合の交通費等の実費は支給する。